

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

島根国民年金 事案 227

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 56 年に帰郷後、国民年金保険料の納付案内はがきが届いたので、57 年ごろ A 市区町村の B 支所に次女をおぶってそのはがきと当時としては大金の 5 万円から 6 万円程度を持参し、男性の職員に支払った記憶がある。その時に持参したお金は、姉から借りたものである。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 46 年 9 月 1 日以降と推測されるほか、申立人は申立期間の保険料を 57 年ごろに納付したと述べているところ、同年 7 月末までであれば、申立期間はすべて時効到来前であったことから、申立期間の保険料納付は可能であり、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立人は「昭和 56 年に帰郷後、国民年金保険料の納付案内はがきが届いたので、57 年ごろ A 市区町村の B 支所に次女をおぶってそのはがきと当時としては大金の 5 万円から 6 万円程度を持参し、男性の職員に支払った記憶がある。」と具体的に申し立てている上、国民年金保険料の徴収方法について管轄社会保険事務所では、「その当時、社会保険事務所の職員が市区町村に出向き、過年度保険料を納付させる集合徴収をしていた。」と回答していることから、申立内容は信用できる。

さらに、申立人は納付したとする申立期間の国民年金保険料額について、「5 万円から 6 万円程度」と申し立てているが、申立期間の国民年金保険料額 4 万 5,240 円 (3,770 円×12 月) に近い金額であり、申立内容に不合理な点はみられない。

加えて、申立人は「申立期間当時は、国民年金保険料の申請免除を行わなければならないほど生活が苦しかったため、当時、姉にお金を借りて保険料を納付した。」と申し立てていることについて、申立人の姉も「当時、妹にお金を貸したことがある。」と証言しており、申立内容と一致している上、申立人の姉及びその夫は、いずれも申立期間当時厚生年金保険被保険者で、当時の申立人の姉及びその夫の標準報酬月額記録から、申立人の姉は、当時妹に保険料納付のための資金を貸すだけの十分な資力があつたことがうかがえることから、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から41年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで
③ 昭和49年4月から同年6月まで

私は、A市区町村の成人式で国民年金制度について説明を聞き、20歳になった際に同市区町村で加入手続をした。

申立期間①には、B金融機関で毎月100円ぐらいの国民年金保険料を納付し、同金融機関職員からは「まじめですね。」とほめられた記憶がある。

また、申立期間②及び③は、元妻が私の国民年金保険料を併せて納付しており、昭和52年に帰郷したころ、元妻は私の国民年金保険料の未納は無いと言っていたので、これらの期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人と併せて納付したとする申立人の元妻も納付している。

また、申立人及びその元妻は、「当時は給与が高かった上、勤務先に住み込みだったことから家賃、光熱費等の負担がほとんど無く、国民年金保険料を納付する経済的余裕は十分にあった。」としており、住み込み勤務先の事業主の妻も同様の証言をしている。

さらに、これらの証言を考慮すると、申立人の元妻の「申立期間は結婚後間もない時期で、専業主婦だったため、税金や国民年金保険料の支払い等はきちんとやっていたと思う。」との証言は信用できる。

これらのことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されており、その時点では申立期間の保険料は過年度納

付又は特例納付をする必要があるが、申立人は「申立期間以降、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無い。」と回答している。

また、A市区町村では、「申立期間当時は印紙検認方式であり、国民年金保険料については、A市区町村の国民年金保険料徴収員が個別訪問して集金しており、B金融機関での納付は不可能だった。」としている。

さらに、申立期間①当時、申立人が住み込んで勤務していた事業主の妻も、「当時、私は国民年金保険料をA市区町村の集金員に支払っており、B金融機関で納付したことは無い。」と証言している。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらのことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が不明であるとともに、一緒に納付したとする申立人の元妻も未納となっている。

また、申立人の元妻は、「当時は自宅を購入した直後で、子供が生まれたころでもあったため、家計は苦しく保険料の未納があったかもしれない。」と証言している。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらのことから、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和55年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月18日から同年5月1日まで

A事業所に昭和55年4月18日から56年6月28日まで継続して勤務した。当時の給与明細書の記録から昭和55年4月分の保険料についても給料から控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA事業所が発行した申立人の昭和55年4月分の給与支払明細書における労働日数欄に「9日」と記載があることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められるほか、申立人の同年5月分の給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されており、かつ、申立人が提出した給与支払明細書及び同事業主の回答及び全期間の申立人の給与明細書により、申立期間当時、同事業主は厚生年金保険料の翌月控除を行っていたことが確認できることから、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の昭和55年4月分の給与支払明細書により確認できる報酬月額から算出される標準報酬月額により4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人の申立ての事業所における雇用保険の資格取得日が、昭和 55 年 5 月 1 日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、申立人の厚生年金保険の資格取得届も同日に資格取得として届出がなされたものと推測され、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの資格取得の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和36年11月20日から37年6月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を36年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年6月1日まで

B事業所には昭和36年9月から37年9月まで勤務していた。厚生年金保険には昭和37年6月1日から同年9月6日までB事業所の系列会社であるA事業所において加入となっているが、申立期間を含め同じ仕事をしていた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和36年11月20日から37年6月1日まで、A事業所において勤務形態及び業務内容等に変更無しで勤務していたものと認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日が昭和37年8月6日付けで36年11月20日から37年6月1日に訂正がなされている上、同僚二人についても同日付けで資格取得日の訂正がなされていることが確認できることから、申立人及び同僚二人の資格取得日の訂正に係る届出は、事業主により行われたものと推認できる。

また、申立人及び同僚二人からは、申立期間当時、事業主から資格取得日の訂正について説明を受けたことは無く、保険料も還付されたことは無い旨の供述がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年11月20日から37年6月1日について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所の被保険者名簿における申立人の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人及び同僚二人に係る資格取得日の訂正処理が同日に行われていることから、事業主が当該届出を行ったと考えられ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年11月から37年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、36年11月から37年5月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和36年9月1日から同年11月20日までの期間については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では同期間に申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、申立人より前の整理番号に欠番も無い。

また、申立人は「申立期間当時は、B事業所に勤務していた。」と申し立てているが、B事業所（現在のC事業所。）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無い。

さらに、昭和36年9月1日から同年11月20日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和36年9月1日から同年11月20日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根国民年金 事案 228

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月まで

国民年金制度発足当初から、亡母が同制度に賛同し、家族のうち加入対象者全員が加入し、保険料も納付している。

国民年金手帳は就職時に職場に提出したので手元には残っていないが、私も、亡母及び妹と一緒に国民年金制度発足当初から加入しており、国民年金保険料は亡母が納付してくれていたと思う。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度発足当初から、亡母が同制度に賛同し、家族のうち加入対象者全員が加入し、保険料も納付している。私も、亡母及び妹と一緒に国民年金制度発足当初から加入しており、国民年金保険料は亡母が納付してくれていたと思う。」と申し立てているが、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母も故人となっていることから、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立期間後である平成元年 8 月 6 日以降と推測されるが、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は申立期間の当初(昭和 36 年 4 月 1 日)から国民年金手帳記号番号の払出時点(平成元年 8 月 6 日以降)まで同一住所地に居住していることなどから、この記号番号とは別の記号番号が払い出されているとは考え難い。

さらに、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたとする申立人の亡母が申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立てを裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年12月まで

国民年金の制度が始まったころから国民年金に加入していたが、昭和43年か44年ごろは家計が苦しく、また、夫が厚生年金保険の被保険者であったので国民年金保険料を納付しなかった。しかし、夫が47年1月に職場を変わり職業安定所から就職支度金をもらったので、その金でA市区町村の年金係で過去の分をさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後は3か月ごとに町内会を通じて納付した。保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳の昭和43年4月の納付記録欄には「この月より納不要」、49年12月の同記録欄には「この月まで納不要」と記載されており、一方、A市区町村の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録においても、申立人は、43年4月1日に資格喪失し、50年1月1日に任意加入手続をしたものとされており、社会保険庁の記録との間に食い違いはみられない。

また、申立人は、昭和43年に資格喪失した後、「昭和47年1月にA市区町村の年金係で過去の分をさかのぼって国民年金保険料を一括納付した。」と申し立てているが、申立期間のうち46年11月7日から47年1月17日までの期間を除き申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立期間の大半は国民年金の任意加入の対象となる期間であり、任意加入手続が行われた事情もうかがえず、制度上、さかのぼって加入することができないため、47年1月の時点で国民年金保険料を一括して納付することはできない。その後の期間についても国民年金未加入期間であるため納付書の発行がされないため町内会を通じて納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、他に申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から37年12月29日まで

「ねんきん特別便」を受け取った際、A事業所に勤務していた期間が記載されていないことに気付き、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和35年3月1日から38年11月1日までの期間について脱退手当金を受給していると言われた。

私は、同事業所に昭和35年3月1日に入社し、36年12月に結婚、37年12月28日に出産のため退職、38年2月に長男を出産した。同事業所を出産前の昭和37年12月28日に退職しており、脱退手当金を受け取ったことは覚えていない。当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和38年11月1日）から約1か月後の昭和38年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は事業所の退職日について、長男を出産する前の昭和37年12月28日であったと申し立てているが、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には「証返納 38. 10. 31」、「資格喪失日 38. 11. 1」とゴム印が押されていること、申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票の健康保険被扶養者氏名欄には「B、妻 38. 11. 1」と記載されていること、申立人の厚生年金保険被保険者原票の健康保険給付記録欄には38年2月から同年5月までの出産育児一時金・出産手当金、分娩費及び療養の給付についての記録が記載されていること、及び申立人が健康保険の任意継続被保険者に

なる手続をした記録は無いことが被保険者原票により確認できること、さらに事業主も「申立人が厚生年金保険に加入している期間は在籍していたはずだ。」と述べていることから、申立人は、申し立てている退職日以降も引き続き厚生年金保険被保険者であったと推認でき、申立てのとおり 37 年 12 月 28 日に事業所を退職したとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において船員保険の年金任意継続被保険者として申立期間に係る船員保険料を納付していたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 9 日から 55 年 3 月 15 日まで

A事業所に勤務していたが、一旦退職し、大学校へ行っていた。大学校在学中も年金を継続するため船員保険の年金任意継続手続きを行い、毎月1万5,000円ぐらいを納めていた。船員保険の任意継続は疾病及び年金が一括で手続されたものと理解している。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学校在学中も年金を継続するため船員保険の年金任意継続手続を行った。船員保険の任意継続は、疾病及び年金が一括で手続されたものと理解している。」と申し立てているが、社会保険事務所が保管する船員保険給付記録台帳により申立人は昭和54年4月9日から55年3月11日まで船員保険疾病任意継続に加入していることは確認できるものの、船員保険の年金任意継続については、社会保険事務所が保管する船員保険任意継続被保険者名簿に申立人の氏名は無いことから行われていないと推認される。

また、申立期間当時の船員保険の任意継続制度は年金及び疾病に分かれており、船員保険の任意継続手続を疾病と年金を合わせて一括して行ったとの申立内容は、制度上できなかったものと認められる。

さらに、申立人は保険料額について「毎月1万5,000円ぐらい。」と申し立てているが、疾病のみの場合の任意保険料額は1万4,400円で申立金額とほぼ一致するものの、年金の任意保険料額(2万5,440円)を加えると3万9,840円となり、申立ての金額とは符合しない。

加えて、申立人と一緒に大学校に入学し、同じく船員保険任意継続の手続をした同僚も、この期間については厚生年金保険の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の年金任意継続被保険者として申立期間に係る船員保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から24年5月まで
② 昭和24年5月から同年8月まで
③ 昭和24年8月から同年10月まで
④ 昭和24年10月から同年12月まで
⑤ 昭和25年1月から26年2月まで
⑥ 昭和26年3月から26年6月まで
⑦ 昭和26年9月から28年10月まで
⑧ 昭和29年1月から31年3月まで
⑨ 昭和31年4月から34年まで

申立期間①から申立期間⑧までについては、A事業所の各出張所等（申立期間①はB出張所、申立期間②はC出張所、申立期間③はD出張所、申立期間④はE出張所、申立期間⑤はF出張所、申立期間⑥及び⑦はG出張所、申立期間⑧はH出張所。）において、高所での作業等に従事しており、また、申立期間⑨については、I事業所に勤務していた。申立期間①から申立期間⑧までについては、元同僚が証明しているとおおり、これらの事業所においてその同僚と同じように働いており、私だけが厚生年金保険に加入していないことは考えられない。

これらの事業所に勤務していたのは事実であり、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から申立期間⑧の一部において、申立人がA事業所の各出張所等において勤務していたことは元同僚の証言によりうかがうことができるが、社会保険事務所が保管する同事業所の本社及び各出張所等の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①から申立期間⑧において申立人の氏名は無く、元同僚二人も申立期間の一部においてのみ厚生年金保険に加入している状況が確認できる。

また、A事業所では、申立期間①から申立期間⑧について、関係書類が無く、申立てどおりの厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは不明であると回答しているほか、元同僚からは事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言も得られず、厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

さらに、申立期間①から申立期間⑧において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①については、高所での作業等に 16 歳の時から長年にわたって従事していたと申し立てているが、申立期間の一部は、女子年少者労働基準規則（昭和 22 年 10 月 31 日、労働省令第 8 号 22 年 11 月 1 日施行）に抵触する就業形態であったと推察されることから、施行日時点において当該事業所が申立人を厚生年金保険に加入させておらず厚生年金保険料も控除していないものと推測される。

3 申立期間②から申立期間⑤については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿により、当該事業所における A 事業所の各出張所等は適用事業所であることが確認できないとともに、元同僚も詳細な記憶が無く申立人の勤務実態や厚生年金保険の控除状況については確認できない。

4 申立期間⑥及び申立期間⑦について、A 事業所 G 出張所は厚生年金保険の適用事業所名簿には該当する事業所が無く、名称の似た J 事業所に確認したところ、「申立期間当時については、正社員の人事記録しか保存が無く、正社員以外の者の勤務状況は不明であり申立人は正社員ではなく出向の扱いであると思われるため厚生年金保険料は控除していないと思う。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できず、申立期間について当該事業所において、厚生年金保険料を事業主から控除されていたとは考え難い。また、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険適用事業所名簿においても、申立人の氏名は確認できず、さらに社会保険事務所が保管する当該事業所の記録から被保険者であることが確認できた 4 人に確認したところ、申立人の氏名に記憶が無いと回答している。

5 申立期間⑧について、A 事業所 H 出張所は厚生年金保険の適用事業所名簿には該当する事業所が無く、名称の似た K 事業所に照会したところ、「労働者名簿により昭和 26 年 7 月 12 日から同年 9 月 21 日までの期間については在籍している。」と回答しており、社会保険庁の保管する基礎年金番号に係る記録に統合する整理も行われている。それ以外の期間について、社会保険事務所が保管する K 事業所の厚生年金保険適用事業所名簿において、申立人の氏名は確認できないとともに、元同僚も詳細な記憶が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の控除状況については確認できないほか、社会保険事務

所が保管する当該事業所の記録から被保険者であることが確認できた4人に確認したところ、申立人の氏名に記憶が無いと回答している。

- 6 申立期間⑨について、申立人は当時の同僚について氏名を覚えておらず、厚生年金保険料控除について証言を得ることができないほか、社会保険事務所の記録によると、I事業所の厚生年金保険新規適用年月日は昭和40年9月1日であり、当該事業所は申立期間⑨において適用事業所ではなく、I事業所の経理担当者に確認したところ、「適用事業所になる以前は保険料を控除していないと思う。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険適用事業所名簿において、申立人の氏名は確認できない。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。